

平成 18 年 4 月 14 日

各 位

カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社

カネボウ三事業の譲受けに関するお知らせ

カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社（以下「カネボウ・トリニティ・ホールディングス」）は、カネボウホームプロダクツ株式会社及びカネボウ製薬株式会社と共同で、カネボウ株式会社（以下「カネボウ」）より、ホームプロダクツ、薬品事業及びスタッフ部門を譲受ける営業譲渡契約を締結することを取締役会において決議いたしました。同時に、カネボウの保有するカネボウフーズ株式会社の株式譲受けについても決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 営業及び株式譲受けの概要

本営業譲渡および株式譲受けは、下記 3 事業ごとの取引により実行されます。

- ① カネボウのホームプロダクツ及び薬品事業は、カネボウホームプロダクツ株式会社とカネボウ製薬株式会社にて営業を譲り受けます。
- ② カネボウフーズ株式会社の株式は、カネボウ・トリニティ・ホールディングス及びファンドにて譲り受けます。
- ③ カネボウのコーポレートスタッフ部門は、カネボウ・トリニティ・ホールディングスにて営業を譲り受けます。以後、カネボウ・トリニティ・ホールディングスはカネボウホームプロダクツ株式会社、カネボウ製薬株式会社、カネボウフーズ株式会社の 3 事業会社に資本参加のうえ、グループを統括・管理する機能を果たすこととなります。

なお、カネボウ・トリニティ・ホールディングス及びカネボウ他 4 社は、共同で申請した産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画につき、経済産業省並びに厚生労働省による認定を受けましたので、同法第 12 条の 3 第 2 項に定める簡易営業譲渡により、カネボウの取締役会の決議をもって営業を譲り受けることとなります。

2. 営業及び株式譲受けの趣旨

カネボウ・トリニティ・ホールディングスは、3事業の営業及び株式譲受け後、3事業を独立した事業形態で運営することにより、各事業の収益責任をより明確にし、機動的且つ自律的な事業活動の実現を図ってまいります。また、3事業をカネボウ・トリニティ・ホールディングスグループにて譲り受け、カネボウの過去の経営に起因する負の遺産から切り離すことにより、各事業は今後の成長に向けた安定的な経営基盤を確保し、お取引先・消費者の皆様に、よりご満足頂ける商品・サービスを提供することが可能になると考えております。

3. 今後の予定

ホームプロダクツ及び薬品事業の営業譲渡、食品事業（カネボウフーズ株式会社）の株式譲渡及びコーポレートスタッフ部門の営業譲渡は、本年5月1日を目処に実施する予定です。

また、カネボウ・トリニティ・ホールディングスグループは、平成20年1月末までにコーポレートブランドの変更を予定しておりますが、カネボウ・トリニティ・ホールディングスなどの会社名は、それまで暫定的に使用される予定です。

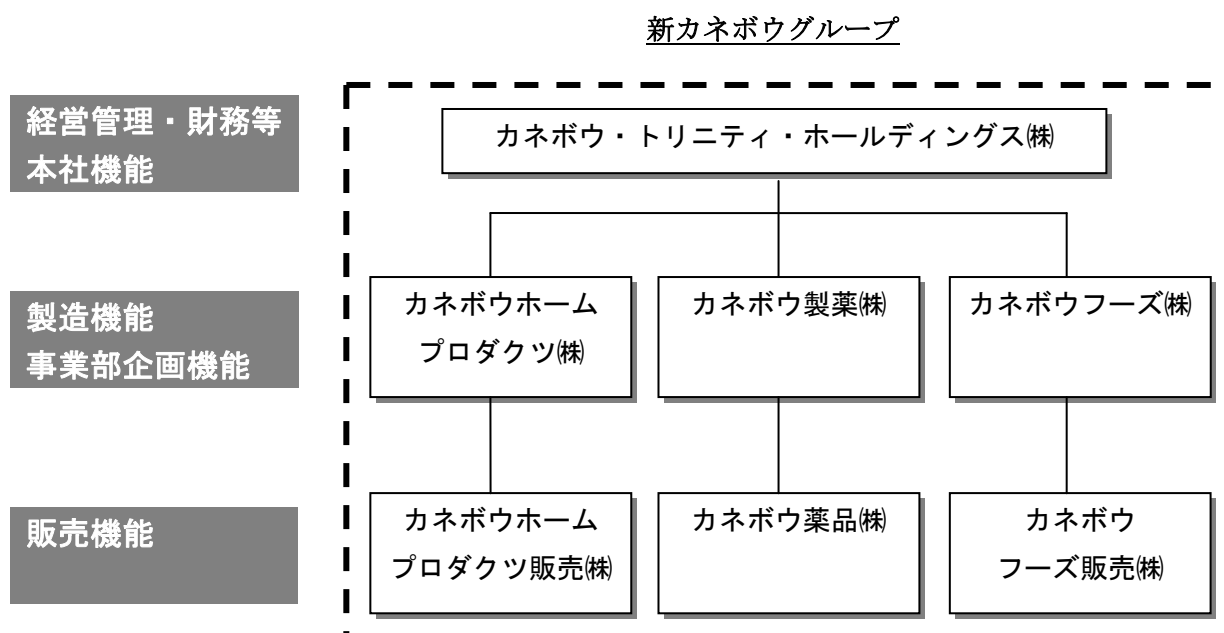
以 上

〈参考〉

1. カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社について

カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社は、3 投資会社（アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、株式会社MK S パートナーズ、ユニゾン・キャピタル株式会社）が運営に携わるファンドが出資しているトリニティ・パートナーズ株式会社を平成 18 年 4 月 12 日、商号変更したものです。カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社は、3 事業会社（カネボウホームプロダクツ株式会社、カネボウ製薬株式会社、カネボウフーズ株式会社）に資本参加のうえ統括・管理する機能を果たすこととなります。

2. 譲受け後の組織概要



3. 今後の事業主体の概要

(1) ホームプロダクツ事業（営業譲渡により譲受け）

- ①事業主体： カネボウホームプロダクツ株式会社（平成 18 年 4 月 12 日、「ユニゾン・マーズ株式会社」から商号変更）
- ②所在地： 東京都千代田区紀尾井町 4 番 5 号
- ③資本金： 10 百万円（営業譲渡後の資本金は 3,620 百万円となる見込みです）
- ④代表者： 野田 努

(2) 薬品事業（営業譲渡により譲受け）

- ①事業主体： カネボウ製薬株式会社（平成 18 年 4 月 12 日、「紀尾井町インベストメント株式会社」から商号変更）
- ②所在地： 東京都千代田区紀尾井町 4 番 5 号
- ③資本金： 10 百万円（営業譲渡後の資本金は 2,405 百万円となる見込みです）
- ④代表者： 野田 努

(3) 食品事業（株式譲渡により譲受け）

- ①事業主体： カネボウフーズ株式会社
- ②所在地： 東京都港区海岸 3 丁目 20 番 20 号
- ③資本金： 1,810 百万円
- ④代表者： 栗本 佳信

(4) コーポレートスタッフ部門（営業譲渡により譲受け）

- ①事業主体： カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社（平成 18 年 4 月 12 日、「トリニティ・パートナーズ株式会社」から商号変更）
- ②所在地： 東京都千代田区紀尾井町 4 番 5 号
- ③資本金： 9,905 百万円
- ④代表者： 五木田 律子

4. 譲渡会社の概要

(1) カネボウ株式会社

- ①代表者： 代表執行役社長 小森哲郎
- ②所在地： 東京都港区海岸 3 丁目 20 番 20 号
- ③創立： 明治 20 年（1887 年）5 月 6 日
- ④事業内容： トイレタリー製品、薬品、食品などの製造・販売
- ⑤決算期： 3 月 31 日
- ⑥資本の額： 35,099 百万円
- ⑦売上高： 140,000 百万円（平成 18 年 3 月期連結ベース見込み）

5. 譲渡に関する計数

(1) 譲受け事業の業績

売上高	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期 連結ベース見込み
ホームプロダクツ事業	37,974 百万円	37,000 百万円
薬品事業	19,854 百万円	19,200 百万円
食品事業	56,086 百万円	25,500 百万円

※ 食品事業は、一部事業の再編により売上高が大きく変化しております。

(2) 譲受け価額 (予定)

	譲受け価額
ホームプロダクツ事業	23,380 百万円
薬品事業	12,010 百万円
食品事業	8,010 百万円

※ ホームプロダクツ事業と薬品事業については営業譲渡価額、食品事業については、株式譲渡価額とカネボウのカネボウフーズ向け貸付金譲渡価額の合計です。

6. 今後の予定

本文の通り、平成 18 年 5 月 1 日の営業及び株式の譲受けを予定しています。

なお、平成 18 年 5 月 1 日を以ってカネボウ・トリニティ・ホールディングス、カネボウホームプロダクツ、カネボウ製菓の本店所在地は、現カネボウの所在地である東京都港区海岸 3 丁目 20 番 20 号に移転する予定です。

以 上